

## 地域密着型サービスの整備計画に関する事前相談について

平成18年4月から、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な地域で提供されることが適当なサービス類型として地域密着型サービスが開始されました。

今回の指定申請受付時期（平成21年度開設予定分）については、準備が整い次第、当課のHPを通じてお知らせしていますので、御確認をお願いします。

また、地域密着型サービスの整備計画に関する事前相談を高齢者事業推進課でお受けしていますので、次の内容を御確認いただき、事前相談を御希望される場合は、事前に電話により予約をいただいた上で、来庁していただくようお願いいたします。

サービス種類	内 容
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む。)	計画の内容が具体化した時点で、御連絡ください。来庁の際は、案内図・平面図等の持参をお願いします。
認知症対応型通所介護 (介護予防含む。)	
夜間対応型訪問介護	
認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む。)	計画の内容を具体化する前に、御連絡をください。来庁の際は、案内図等の持参をお願いします。 当該サービスについては、市町村介護保険事業計画の内容に基づいて指定を行うこととなります。
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画の内容を具体化する前に、御連絡をください。来庁の際は、案内図等の持参をお願いします。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画の内容を具体化する前に、御連絡をください。来庁の際は、案内図等の持参をお願いします。